

横浜市国民健康保険運営協議会

日時 平成 25 年 8 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分から
場所 関内中央ビル 5 階大会議室

次 第

開 会

健康福祉局長あいさつ
新任委員紹介
定足数確認報告

議 事

- 1 平成 25 年度国民健康保険事業費会計補正予算について
- 2 横浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 3 特定健康診査等事業の実施状況等について
- 4 平成 25 年度国民健康保険料額決定通知書の発送状況等について
- 5 その他の報告事項について

閉 会



横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 25 年 3 月 28 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
開催場所	関内中央ビル 10 階大会議室
出席者	委員 15 名 (傍聴者 0 名)

	議事 1 平成 24 年度国民健康保険事業費会計補正予算について
事務局	<p>(資料に基づき概要を説明)</p> <p>平成 24 年度国民健康保険事業費会計補正予算においては、人件費の補正、後期高齢者支援金等の額確定による補正、繰上充用金の額確定による補正、以上 3 点の歳出の見込減による補正に伴って、その財源について調整する形で、総額約 17 億円の減額補正を行う。歳出・歳入の状況の変更等に伴う補正であり、医療費の見込を修正したものではない。</p>
	議事 2 平成 25 年度国民健康保険事業費会計予算について
事務局	<p>(資料に基づき概要を説明)</p> <p>平成 25 年度国民健康保険事業費会計予算は、約 3701 億円を計上しており、前年度の当初予算からの増加率は約 3%ほどである。全体の傾向としては、加入者の高齢化に伴い、75 歳に到達して後期高齢者医療に移行する方が多く見込まれるため加入者数は若干減少するものの、高齢化に伴って医療費が増加すると見込んでいる。</p>
	議事 3 国民健康保険料算定方式の変更について
事務局	<p>(資料に基づき概要を説明)</p> <p>横浜市の国民健康保険料は、全員が等しく負担をする均等割額と世帯の所得状況に応じて負担する所得割額の二つの部分から構成されている。今回政令改正があり、平成 25 年度から所得割額の算定方式について旧ただし書方式に一本化することが決まり、本市は従来の市民税方式から旧ただし書方式へ算定方式を変更することとなった。</p> <p>算定方式の変更に伴い保険料額が増加する世帯も生じることへの対応として、前 3 回の本運営協議会において様々な検討をさせていただいた。11 月の審議の取りまとめを受け、「横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」及びこれに係る財源についての予算案を第 1 回市会に上程し、3 月 26 日に議決を得たところである。</p> <p>今後の広報予定については、広く詳しく、丁寧に、この新しい算定方式についての説明を行っていくこととする。すでに 2 月には広報よこはまの第 2 面に記事を掲載している。4 月には市営地下鉄及び市営バス等の公共交通機関へのポスター掲出及び市営地下鉄の文字情報にも掲載予定である。</p>

事務局	また、4月末には全加入世帯へのダイレクトメールを送付すると共に、5月の広報よこはまには2ページ分の分量で、算定方式の変更に伴う本市の対応などについて詳しい内容をお知らせする。それに伴う問い合わせについては、専用のコールセンターを設置して対応する。
山崎委員 事務局	市議会での議論はどのようなものであったのか。 1点目は市費の繰入についての議論があった。全市民のための市費を国保加入者のみのために繰り入れることについての議論だったが、負担緩和に係る費用のうち、本市全体の世帯における国保被保険者世帯の割合である約35%の繰入を行うという説明を行った。 2点目は、経過措置期間について、延長できないのかという議論があったが、経過措置の財源として、市費に加えて、経過措置対象でない方々の保険料も増加させて対応することになるため、一定期間ということでは2年間という期間を設けることとした。
藤井委員 事務局	保険料の収納率はどのような状況か。 収納率については、ここ数年は上昇傾向にある。平成23年度決算において現年度収納率は、前年度を1.3%上回った88.89%となっている。平成24年度決算見込みとしても、前年度を約0.7%上回るような収納率の伸びを示している。収納体制の整備と適切な滞納整理指導が結果として収納率の向上につながったと認識している。 また、全国の政令市間での比較を行うと、20政令市中、平成23年度決算では9位となっている。
議事4 第2期横浜市国民健康保険特定健診実施計画について	
事務局	第1期計画が終了することに伴って平成25年度からの第2期横浜市国民健康保険特定健診実施計画について、前回の運営協議会でもお示しした素案をもとに、市民意見募集等を行った。 素案に関する市民意見募集を実施した結果、様々なご意見をいただいたので、それらを盛り込んで第2期計画の案を作成した。 今後の予定としては、今回の計画を確定させた後、横浜市国民健康保険のホームページ上でこれを公表すると共に、各区役所でも実施計画書を配布する予定である。
事務局	(インセンティブという言葉がわかりにくいとの指摘有り) いただいたご意見も加えたうえでの最終案として内部決裁を経て、案を確定させたい。
議事5 その他の報告事項について	
事務局	5月の第2回市会定例会に「横浜市国民健康保険条例の一部改正について」条例改正案を上程する予定である。平成25年度の地方税法の改正に伴って、保険料を滞納した際の延滞金の割合を見直すものであり、現在の年14.6%から、平成26年1月1日以降、特例基準割合に年7.3%を加算した額となる。参考として、貸出約定平均金利の変更がない場合であれば年9.3%である。
事務局	次回の運営協議会開催日程は、おおむね7月下旬頃を予定している。

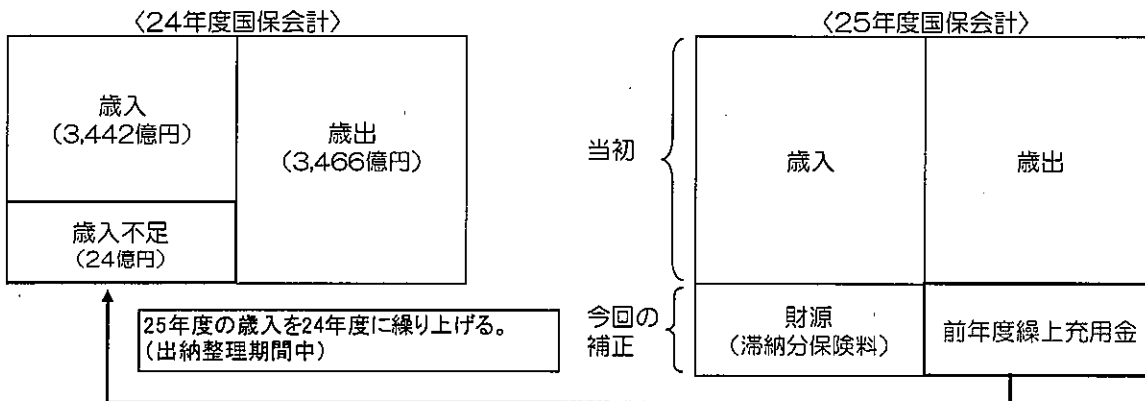
議事 1 平成 25 年度国民健康保険事業費会計補正予算について

平成 25 年度横浜市国民健康保険事業費会計において、24 年度の歳入不足を補うため、繰上充用による補正予算案を平成 25 年第 2 回市会定例会に提出し、5 月 30 日に議決されました。

平成 24 年度国保会計においては、収支改善に向けて国費の獲得努力及び医療費の縮減など、歳入歳出両面にわたる取組に全力を尽くした結果、給付費等の歳出約 3,374 億円に対し、歳入は約 3,442 億円で、単年度収支としては、差し引きで約 68 億円の黒字となる見込みです。

しかし、23 年度までの累積赤字額約 92 億円を加えると、約 24 億円の収支不足が生じる見込みとなり、この不足分を補填するため、25 年度の歳入を 24 年度に繰り上げて補填しました。

1 財源について

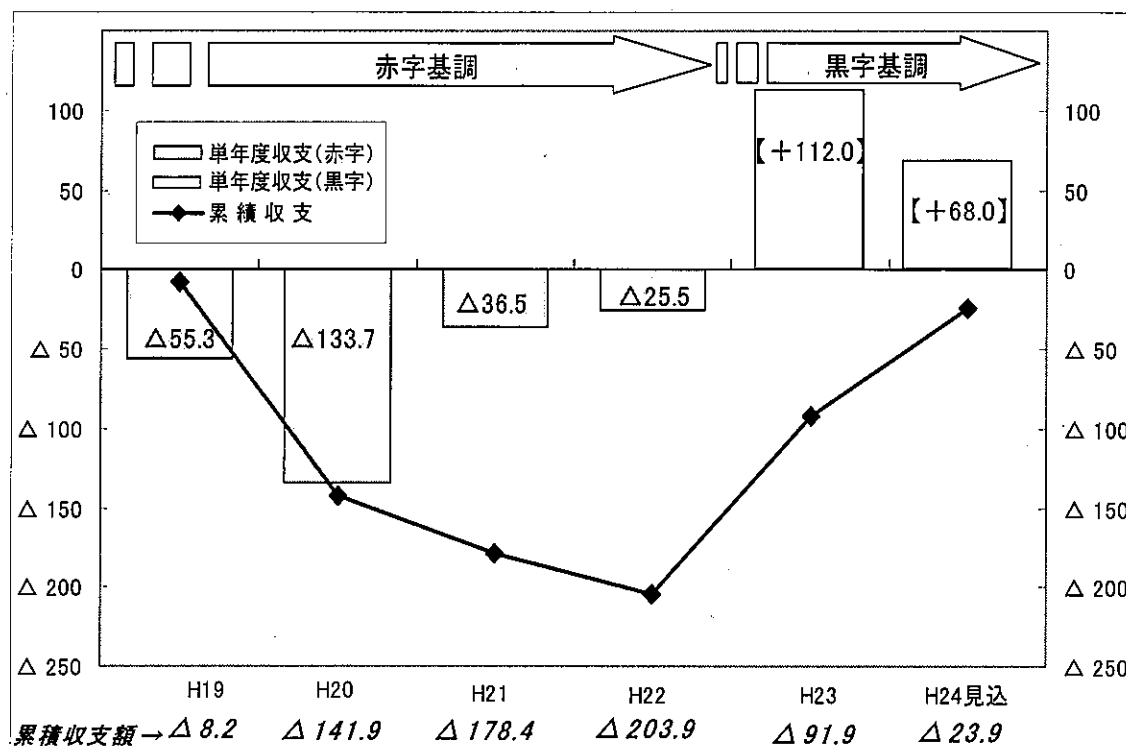


2 平成 24 年度国民健康保険事業費会計の黒字要因について

要因		影響額	説明
歳入 A	ア 療養給付費等負担金の増	26億円	・ 3月～10月分までの医療費実績による概算交付により、超過交付となった。 ※ただし、3月～2月までの医療費実績から、この額は25年度中に返還となる見込み。
	イ 国調整交付金の増	21億円	・ 予算に比して以下の額が多く交付された。 ◆普通調整交付金(支援分) (+ 4億円) ◆普通調整交付金(介護分) (+ 2億円) ◆特別調整交付金 (+15億円) ※うち経営努力分(特々分) <<+10億円>>
歳出 B	ウ 給付費見込の減等	21億円	◆①被保険者数が見込みを下回ったことによる給付費の減等(+56億円) ②療養給付費等負担金の「過年度超過交付分の返還」(▲35億円) 影響額: 21億円 = ①56億円 - ②35億円
24年度単年度収支		68億円	
前年度赤字額		△ 92億円	
今回繰上充用額		△ 24億円	

3 過年度の収支状況

[単位:億円]



4 今後の取組み

25年度においても、下記事業に取り組むことで、単年度黒字を積み上げ、累積赤字の解消に努めます。

(1) 国普通調整交付金(医療分)の獲得実現<継続案件>

本市は今まで一度も交付を受けていません。引き続き国家要望等を行い、公平で合理的な配分方法について国に対し働きかけます。

(2) 医療費適正化の推進

ア ジェネリック医薬品(※)個別差額通知の実施

※先発医薬品の特許が切れた後に販売される同じ有効成分をもつ医薬品

イ レセプト点検の強化

(介護保険との突合、調剤レセプトとの突合)

(3) 保険料収納対策の推進

ア 滞納整理専任係長等の配置による推進(滞納整理専任体制強化区:5区)

イ 財政局税外債権回収担当における集中・一括処理の推進(約11,000件)

ウ 民間事業者を活用した電話納付案内の実施(全区で実施)

《参考》保険料収納実績

保険料収納率等	現年度収納率	滞納繰越分収納額
24年度実績	89.93%	56.2億円
23年度実績	88.89%	55.5億円
増△減	+1.04%	+0.7億円

平成24年度保険料収納対策の取り組み結果

《参考》

- (ア) 現年度分保険料収納率の向上のため、社会保険加入調査や不現住調査を行い、適正な保険料賦課に努めた結果、約8億円の効果（調停減額）がありました。
- (イ) 口座振替勧奨のキャンペーンを実施した結果、実施期間中の新規口座振替獲得数は前年比1,468件増（10.2ポイント増）となりました。

口座振替キャンペーン期間中の新規口座獲得数 (10月～12月)

	10月	11月	12月	合計	差引増△減
	獲得数	獲得数	獲得数		対前年比
24年度	3,407	2,987	1,687	8,081	748
23年度	3,294	2,454	1,585	7,333	10.2%

- (ウ) 早期未納対策として電話納付案内を全区において実施した結果、納付率が向上しました。

電話納付案内の実施1か月後の効果 (平成24年8月実施分)

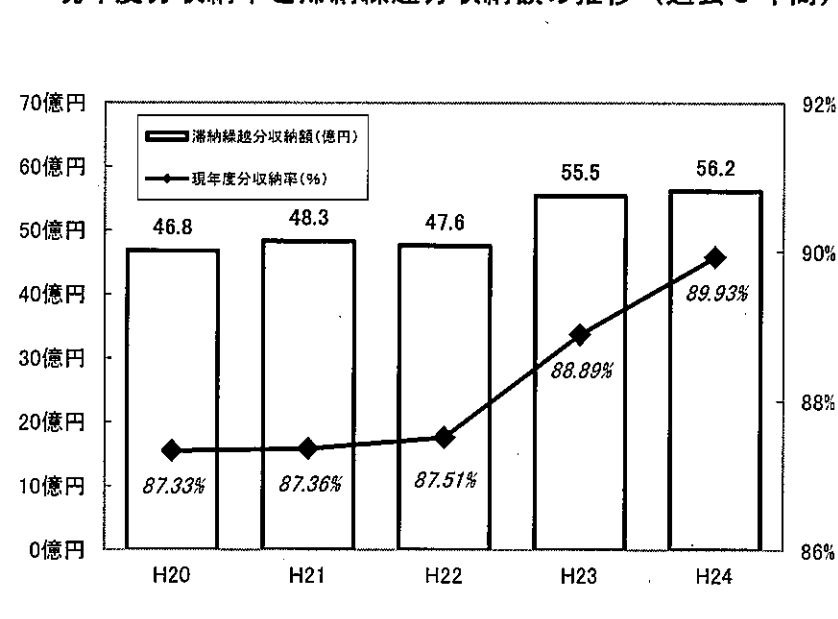
	滞納額	納付状況	納付率の差	効果額
納付案内 できた世帯	214百万円	83.13%	9.80%	約21百万円
納付案内 できなかった世帯	68百万円	73.33%		

- (エ) 区税務課と連携して、財産調査・処分情報等の共有化による滞納整理を進めた結果、財産調査・差押・債権取立件数及び執行停止件数が大幅に増加しています。

財産調査件数及び滞納処分件数 (6月～5月)

	22年度実績	23年度実績	24年度実績
財産調査件数	597,876件	722,116件	731,405件
滞納処分件数	3,566件	4,926件	7,391件
執行停止件数	1,992件	4,542件	7,043件

現年度分収納率と滞納繰越分収納額の推移 (過去5年間)



議事 2 横浜市国民健康保険条例の一部改正について

平成 25 年度の地方税法の改正により延滞金の割合が見直されるため、地方税に準じて延滞金の割合を規定している横浜市国民健康保険条例について、関連する「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例」及び「横浜市後期高齢者医療に関する条例」とともに、平成 25 年第 2 回市会定例会にて一括で条例改正を行いました。

1 条例改正の概要

横浜市国民健康保険条例の第 20 条の 2 第 1 項本文に規定する延滞金の割合（年 14.6 パーセント）について特例を設けて、当分の間は、特例基準割合^(注1)に年 7.3 パーセントを加算した割合を適用します。

平成25年12月31日まで に発生する延滞金	平成26年1月1日以降 に発生する延滞金										
<table border="1"> <tr> <td>現行の延滞金</td> </tr> <tr> <td>年14.6パーセントの割合</td> </tr> </table>	現行の延滞金	年14.6パーセントの割合	<table border="1"> <tr> <td>14.6パーセントの延滞金 について特例を創設</td> <td>【参考】 貸出約定平均 金利の年平均 が1%の場合</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>(特例基準割合^{注1})</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出約定平均金利+1%</td> <td>+7.3%</td> </tr> </table> </td> <td>9.3%</td> </tr> </table>	14.6パーセントの延滞金 について特例を創設	【参考】 貸出約定平均 金利の年平均 が1%の場合	<table border="1"> <tr> <td>(特例基準割合^{注1})</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出約定平均金利+1%</td> <td>+7.3%</td> </tr> </table>	(特例基準割合 ^{注1})		貸出約定平均金利+1%	+7.3%	9.3%
現行の延滞金											
年14.6パーセントの割合											
14.6パーセントの延滞金 について特例を創設	【参考】 貸出約定平均 金利の年平均 が1%の場合										
<table border="1"> <tr> <td>(特例基準割合^{注1})</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出約定平均金利+1%</td> <td>+7.3%</td> </tr> </table>	(特例基準割合 ^{注1})		貸出約定平均金利+1%	+7.3%	9.3%						
(特例基準割合 ^{注1})											
貸出約定平均金利+1%	+7.3%										

指定期限の翌日から納付日までの期間のうち、平成 25 年 12 月 31 日以前は年 14.6%、平成 26 年 1 月 1 日以後は特例基準割合^(注1) + 年 7.3% です。

$$\text{保険料額(1,000円未満の端数金額については、切り捨て)} \times \text{年率}^{(注2)} \times \frac{\text{指定期限の翌日から納付日までの日数}}{365日}$$

(注 1) 特例基準割合

前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する「貸出約定平均金利の年平均」に年 1 パーセントを加算した割合。

(改正前は、日本銀行法の規定に定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセント加算)

(注 2) 年率

直近では、貸出約定平均金利の年平均 (H23.10~H24.9) が 1% で、特例基準割合は年 2% となっており、26 年 1 月 1 日時点の延滞金は年率 9.3%。(特例基準割合 2% + 7.3%) となる見込みです。

2 施行日

平成 26 年 1 月 1 日

議事 3 特定健康診査等事業の実施状況等について

1 横浜市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施結果

(1) 平成23年度特定健診・特定保健指導実施結果について

特定健診の受診率は、上昇傾向に転じています。受診傾向を見ると、女性より男性が低く、特に40代から50代の男性の受診率が低い傾向ですが、年齢が上がるにつれて受診率も上がっています。

ア 実施状況（平成23年度法定報告データ）

	対象者			受診者			受診率		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
全年齢	277,494人	313,848人	591,342人	45,624人	70,632人	116,256人	16.4%	22.5%	19.7%
40～44歳	30,537人	25,102人	55,639人	2,607人	3,375人	5,982人	8.5%	13.4%	10.8%
45～49歳	25,257人	21,877人	47,134人	2,336人	2,902人	5,238人	9.2%	13.3%	11.1%
50～54歳	21,888人	20,371人	42,259人	2,209人	3,115人	5,324人	10.1%	15.3%	12.6%
55～59歳	23,079人	26,540人	49,619人	2,506人	4,904人	7,410人	10.9%	18.5%	14.9%
60～64歳	46,717人	62,907人	109,624人	7,268人	14,563人	21,831人	15.6%	23.2%	19.9%
65～69歳	62,732人	75,873人	138,605人	12,861人	19,569人	32,430人	20.5%	25.8%	23.4%
70～74歳	67,284人	81,178人	148,462人	15,837人	22,204人	38,041人	23.5%	27.4%	25.6%
(再掲)									
40～64歳	147,478人	156,797人	304,275人	16,926人	28,859人	45,785人	11.5%	18.4%	15.0%
65～74歳	130,016人	157,051人	287,067人	28,698人	41,773人	70,471人	22.1%	26.6%	24.5%
(参考)									
H22年度受診率		576,184人			111,524人			19.4%	
H21年度受診率		573,608人			117,155人			20.4%	

イ 基本項目の結果

受診結果をみると内臓脂肪判定や特定保健指導の対象となるのは、男性が女性に比べて多い傾向があります。3年間の推移をみると、内臓脂肪症候群の判定、保健指導が必要との判定をされた人の割合は大きな変化はありません。

① 内臓脂肪判定および保健指導判定（平成23年度法定報告データ）

		男性 (%)		女性 (%)		合計 (%)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
内臓脂肪判定	該当者	10,504人	23.0%	4,657人	6.6%	15,161人	13.0%
	予備群	8,614人	18.9%	4,039人	5.7%	12,653人	10.9%
保健指導判定	積極的支援	2,926人	6.4%	714人	1.0%	3,640人	3.1%
	動機付け支援	6,845人	15.0%	3,986人	5.6%	10,831人	9.3%

<参考>

		H21年度 (%)		H22年度 (%)	
		人数	割合	人数	割合
内臓脂肪判定	該当者	15,411人	13.1%	14,526人	13.0%
	予備群	13,000人	11.1%	11,924人	10.7%
保健指導判定	積極的支援	3,694人	3.2%	3,398人	3.0%
	動機付け支援	11,689人	10.0%	10,503人	9.4%

② 受診勧奨判定（平成23年10月データ）

		男性 (%)		女性 (%)		合計 (%)	
受診勧奨判定	血圧	13,760人	29.1%	16,014人	22.0%	29,774人	24.8%
	脂質	15,455人	32.6%	26,786人	36.6%	42,241人	35.0%
	肝機能	5,837人	12.3%	2,623人	3.6%	8,460人	7.0%
	血糖	5,077人	10.7%	3,545人	4.8%	8,622人	7.1%

<参考>

		H21年度 (%)		H22年度 (%)	
受診勧奨判定	血圧	33,012人	27.2%	29,932人	25.9%
	脂質	44,576人	36.7%	41,083人	35.5%
	肝機能	8,563人	7.1%	8,094人	7.0%
	血糖	8,753人	7.2%	8,210人	7.1%

ウ 追加項目の結果（平成23年10月データ）

横浜市独自で追加している尿潜血等の検査で受診勧奨値となった人の割合について見たところ、変化は見られませんでした。

		男性 (%)		女性 (%)		合計 (%)	
血清クレアチニン2.0以上		114人	0.2%	55人	0.1%	169人	0.1%
尿潜血(+)以上		3,450人	7.3%	13,000人	17.9%	16,450人	13.7%
尿酸8.0以上		2,194人	4.7%	242人	0.3%	2,436人	2.1%

<参考>

		H21年度 (%)		H22年度 (%)	
血清クレアチニン2.0以上		325人	0.3%	280人	0.2%
尿潜血(+)以上		16,028人	13.2%	15,961人	13.8%
尿酸8.0以上		2,670人	2.2%	2,561人	2.2%

エ 受診者の服薬状況（平成23年度法定報告データ）

受診者のうち、4分の1以上の人が既に高血圧症の治療を受けていました。

3年間の推移を見ると、高血圧症、脂質異常症の治療を既に受けている人の割合は増加傾向にあります。糖尿病の治療を既に受けている人の割合はほぼ横ばいです。

		男性 (%)		女性 (%)		合計 (%)	
高血圧症の治療に係わる薬剤を服用している者の数		14,547人	31.9%	17,257人	24.4%	31,804人	27.4%
脂質異常症の治療に係わる薬剤を服用している者の数		6,596人	14.5%	15,220人	21.5%	21,816人	18.8%
糖尿病の治療に係わる薬剤を服用している者の数		2,511人	5.5%	1,742人	2.5%	4,253人	3.7%

<参考>

		H21年度 (%)		H22年度 (%)	
高血圧症の治療に係わる薬剤を服用している者の数		31,421人	26.8%	30,396人	27.2%
脂質異常症の治療に係わる薬剤を服用している者の数		20,685人	17.6%	20,812人	18.7%
糖尿病の治療に係わる薬剤を服用している者の数		4,358人	3.7%	4,210人	3.8%

(2) 特定保健指導

特定健診受診者のうち、実際の利用は7.0%と低い状態に留まっています。特定保健指導を利用した結果、終了者の多くに生活習慣の改善が見られました。

ア 実施状況（平成23年度法定報告）

	男性			女性			合計		
	対象者	利用者	(%)	対象者	利用者	(%)	対象者	利用者	(%)
積極的支援	2,926人	140人	4.8%	714人	69人	9.7%	3,640人	209人	5.7%
動機付け支援	6,845人	474人	6.9%	3,986人	336人	8.4%	10,831人	810人	7.5%
合計	9,771人	614人	6.3%	4,700人	405人	8.6%	14,471人	1,019人	7.0%

イ 特定保健指導利用者の状況（平成25年1月末特定保健指導事業者から提出）

	初回指導実施(%)		終了(%)		中断(%)		継続(%)	
積極的支援	224人	100%	146人	65.2%	30人	13.4%	48人	21.4%
動機付け支援	855人	100%	702人	82.1%	52人	6.1%	101人	11.8%
合計	1,079人	100%	848人	78.6%	82人	7.6%	149人	13.8%

ウ 特定保健指導終了者の状況（平成25年1月末特定保健指導事業者から提出）

① 終了者のデータ改善状況（終了者848人のうち不明を除く）

		人数	(%)
腹囲	減少した	541人	64.3%
	増減なし・増加	218人	25.9%
	健診時正常域	83人	9.9%
体重	5kg以上減少	82人	9.7%
	1～4kg減少	584人	69.1%
	増減なし・1～4kg増加	176人	20.8%
	5kg以上増加	3人	0.4%
血圧 (収縮期圧)	改善	147人	27.3%
	悪化	37人	6.9%
	指導区分変わらず	218人	40.4%
	初回から正常域	137人	25.4%
血圧 (拡張期圧)	改善	105人	19.5%
	悪化	45人	8.3%
	指導区分変わらず	90人	16.7%
	初回から正常域	299人	55.5%

② 終了者の生活習慣改善状況（848人のうち不明を除く）

		人数	(%)			人数	(%)
栄養・食生活	改善	642人	76.6%	身体活動・運動	改善	616人	73.8%
	変化なし	185人	22.1%		変化なし	205人	24.6%
	悪化	11人	1.3%		悪化	14人	1.7%

③ 終了者のうち、指導開始時喫煙していた167人の状況

	人数	(%)
禁煙継続	73人	43.7%
禁煙できず	30人	18.0%
禁煙の意思なし	64人	38.3%

(3) 平成24年度 特定健康診査等の実施状況について

ア 特定健康診査の実施状況

平成24年度受診率は、19.45%（受診者数120,996人）と昨年度同時期の19.19%を上回りました。区別の受診率は、最高が港南区（22.18%）、最低が鶴見区（16.77%）となっています。

イ 特定保健指導の実施状況

特定健診の結果、特定保健指導の対象と判定された13,608人に対して保健指導利用券を発行しましたが、そのうち実際に利用した人は、875人（利用率6.43%）に留まっています。

ウ 未受診者勧奨ハガキの送付

平成24年度特定健診未受診者に対しハガキによる受診勧奨をモデル実施しました。

- ①モデル実施区：鶴見区・南区・保土ヶ谷区・旭区・磯子区・都筑区・栄区・瀬谷区
- ②対象者：上記モデル実施区で平成24年12月時点での未受診者のうち、50～59歳の者
- ③送付時期：平成25年1月下旬
- ④送付件数：26,631件
- ⑤送付対象者の受診率：11.4%（3,018人）

全体増加率(前年比)			
はがき送付区(8区)		はがき未送付区(10区)	
	50～59歳		50～59歳
1.52%	11.82%	0.01%	△1.22%

区別特定健診受診者・特定保健指導利用者数（区別）（速報値）

	特定健診					特定保健指導				
	対象者数	受診者数	受診率	利用者数		対象者数	利用者数		利用率	
				65歳未満	65歳以上		動機付け	積極的		
横浜市計	621,964人	120,996人	19.45%	14.89%	24.21%	13,608人	875人	662人	213人	6.43%
鶴見	46,101人	7,733人	16.77%	13.30%	21.23%	986人	36人	20人	16人	3.65%
神奈川	37,584人	6,827人	18.16%	14.68%	22.35%	731人	28人	13人	15人	3.83%
西	15,051人	2,898人	19.25%	15.82%	23.98%	315人	19人	11人	8人	6.03%
中	26,087人	4,694人	17.99%	15.46%	22.21%	578人	17人	11人	6人	2.94%
南	38,939人	6,915人	17.76%	13.92%	22.53%	812人	41人	34人	7人	5.05%
港南	39,520人	8,766人	22.18%	15.35%	27.98%	915人	83人	68人	15人	9.07%
保土ヶ谷	36,171人	7,319人	20.23%	15.75%	24.86%	759人	44人	33人	11人	5.80%
旭	47,057人	9,536人	20.26%	15.45%	24.56%	1,103人	83人	65人	18人	7.52%
磯子	29,731人	5,789人	19.47%	15.29%	23.35%	646人	45人	37人	8人	6.97%
金沢	35,869人	7,435人	20.73%	16.45%	24.29%	775人	67人	58人	9人	8.65%
港北	49,265人	8,892人	18.05%	14.42%	22.40%	997人	42人	27人	15人	4.21%
緑	29,459人	5,423人	18.41%	14.26%	22.44%	603人	42人	34人	8人	6.97%
青葉	43,276人	8,793人	20.32%	15.46%	25.72%	878人	63人	50人	13人	7.18%
都筑	27,482人	5,199人	18.92%	14.42%	24.99%	580人	37人	24人	13人	6.38%
泉	28,348人	6,076人	21.43%	15.01%	26.98%	702人	47人	36人	11人	6.70%
栄	23,196人	4,837人	20.85%	14.93%	24.98%	507人	35人	31人	4人	6.90%
戸塚	44,918人	9,720人	21.64%	15.95%	26.57%	1,155人	102人	75人	27人	8.83%
瀬谷	23,910人	4,144人	17.33%	12.62%	21.81%	566人	44人	35人	9人	7.77%

2 横浜市特定健康診査等実施計画（第2期）計画の策定

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、第1期の事業を振り返り平成25年度から平成29年度までの第2期計画を策定しました。

(1) 第2期計画の目標値

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
40-74歳の被保険者数(推計)	646,300人	652,333人	658,826人	665,567人	672,558人
特定健診の受診者数	148,649人	169,607人	191,060人	212,981人	235,395人
特定健診の受診率	23.0%	26.0%	29.0%	32.0%	35.0%
特定保健指導該当者数(見込)	20,043人	22,869人	25,762人	28,718人	31,740人
特定保健指導の実施者数	2,004人	2,859人	3,864人	5,026人	6,348人
特定保健指導の利用率	10.0%	12.5%	15.0%	17.5%	20.0%

(2) 目標達成に向けた方策

- ① 啓発物の工夫（チラシやリーフレット類や健診受診券、保健指導利用券等の見直し）
- ② 特定健康診査等の未受診者対策（はがきによる勧奨及びその他の勧奨方法の検討）
- ③ 特定健診等に関する情報提供（ホームページの充実、リーフレット作成、ポスター掲出）
- ④ 特定健康診査等の受診環境の改善（対象者の利便性確保、がん検診とのタイアップ等）
- ⑤ 継続受診のための対応
- ⑥ 他自治体の受診勧奨事例の情報収集

(3) 特定保健指導実施事業者の選定

第2期計画に基づき、高い専門性と多様な指導方法をもち、生活習慣病予防の成果が期待できる実施機関を確保するため、改めて公募型プロポーザル方式等により事業者を選定しました。

また各区1か所以上の事業者を配置することにより、利便性の確保を図っています。

(4) 平成25年度受診券発送について

平成24年度まで、年2回に分けて発送していましたが、平成25年度より年1回に変更しました。

- ①受診券送付時期 平成25年5月24日 約62万件送付
- ②有効期限 平成26年3月31日

議事 4 平成 25 年度国民健康保険料額決定通知書の発送状況等について

1 国民健康保険料額決定通知書の発送について

25年度の国民健康保険料は算定方式を変更したため4月下旬に全加入世帯に制度案内のダイレクトメールをお送りしたうえで、6月中旬に国民健康保険料額決定通知書を送付しました。

2 コールセンターの設置

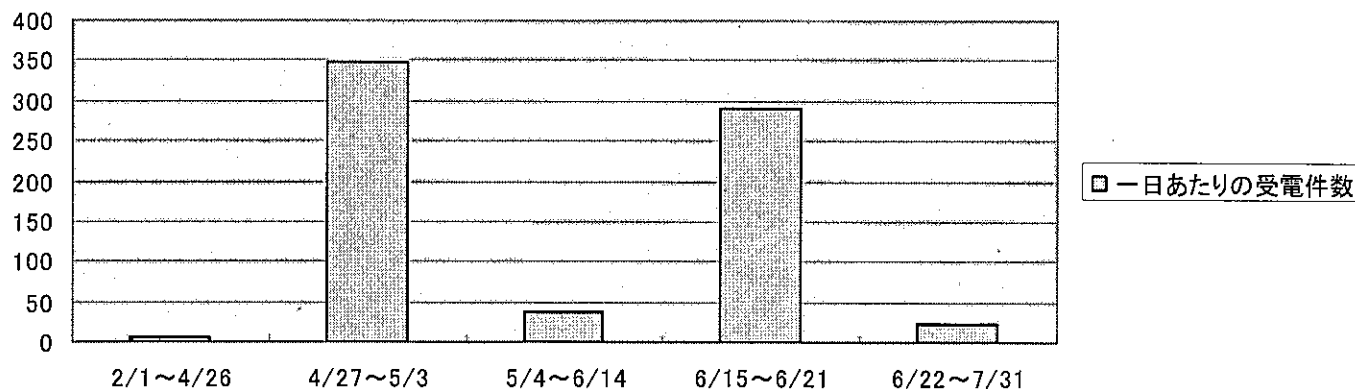
今年度は算定方式変更に伴う加入者からの問合せに対応するために、コールセンターを設置しました。(平成25年2月1日～7月31日)

(1) 受電状況

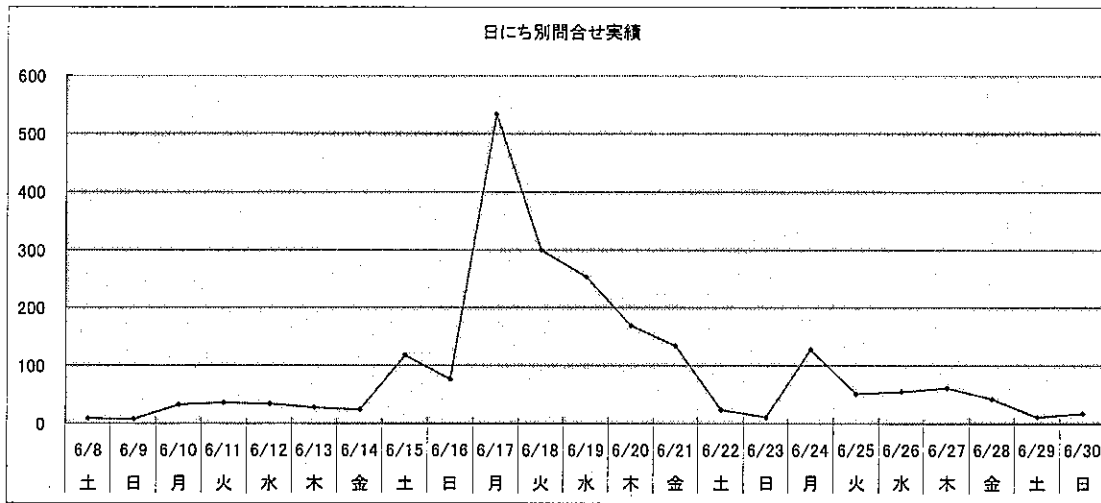
①全体の問合せ件数

期 間	受電件数	開設日数	1日あたりの受電件数	備 考
2月1日～4月26日 (ダイレクトメール発送前)	415件	74日	5.6件	2月～3月は月～土曜開設
4月27日～5月3日 (ダイレクトメール発送後1週間)	2,428件	7日	346.8件	4月26日(金)ダイレクトメール発送
5月4日～6月14日 (額決定通知発送前)	1,512件	42日	36件	
6月15日～6月21日 (額決定通知発送後1週間)	2,043件	7日	291.8件	6月14日(金)保険料額決定通知書発送
6月22日～7月31日	939件	40日	23.4件	
合 計	7,337件	170日	43.1件	

一日あたりの受電件数



②保険料額決定通知発送前後の問合せ件数



(2) 主な問合せ内容

お問い合わせはダイレクトメール発送後と、保険料額決定通知書発送後の約1週間に集中しましたが、その後は落ち着いた状況です。また、区役所では6月の保険料額決定通知書発送後に問合せが集中しましたが、コールセンター同様その後は落ち着いた状況です。

ア ダイレクトメール発送後（平成25年4月27日～5月3日）

(ア)ダイレクトメール掲載内容（①～③合計718件）

- ① 算定方式に対する問合せ（540件）
 - ・ 分離課税は保険料額の算出に含まれるのか
 - ・ 所得や所得控除の種類が知りたい。
- ② 算定方式変更に伴う対策についての問合せ（112件）
 - ・ 経過措置に該当するのか知りたい
 - ・ 所得割料率を変更した理由を聞きたい。
- ③ お知らせに対するその他の問合せ（66件）
 - ・ お知らせの通知が来たが、何か手続きが必要なのか
 - ・ なぜダイレクトメールを送付したのか

(イ) 保険料額の動向（875件）

- ・ 保険料額は上がるのか
- ・ 自分の保険料が知りたい

(ウ)国民健康保険制度全般（910件）

- ・ 国民健康保険の加入方法が知りたい
- ・ 高額療養費について知りたい
- ・ 口座振替の手続き方法について知りたい

イ 保険料額決定通知書発送後（平成 25 年 6 月 15 日～6 月 21 日）

（ア）保険料額についての問い合わせ（843 件）

- ・昨年度と収入が変わらないのに保険料額が上昇したのはなぜか
- ・保険料が多すぎて支払えない

（イ）算定方式変更に対する問合せ（348 件）

- ・経過措置があるのにこんなに上昇するのか
- ・なぜ制度を変えたのか

（ウ）国民健康保険制度全般(658 件)

- ・口座振替の方法を教えて欲しい
- ・会社の保険に入ったが切り替え方法を知りたい

3 算定方式変更後の保険の全体動向について

これまでの運営協議会でご審議いただきました、算定方式変更と経過措置の影響については、全体の動向の把握と検証を行っています。このため、現在、各世帯の 24 年度と 25 年度の保険料を比較して、どのような世帯でどれくらいの増減があったかについて、電算システム処理によりデータ収集と分析作業を行っています。

横浜市国民健康保険からのお知らせ

～平成25年度から保険料の計算方法が変わります～

日頃より、横浜市国民健康保険事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
このたび、横浜市国民健康保険では、国の政令改正に伴う制度変更を受け、平成25年度から保険料の計算方法を変更することになりました。

つきましては、制度の詳しい変更内容を、国民健康保険に加入されている皆様にあらかじめお伝えするために、『国民健康保険料についてのお知らせ』を同封させていただきましたので、ご覧くださいますようお願いいたします。

なお、新たな計算方法による平成25年度の保険料額につきましては、保険料率の決定後、例年どおり6月中旬に郵送する「国民健康保険料額決定通知書」により、お知らせいたしますので、それまでお待ちくださいますようお願いいたします。

横浜市国民健康保険では、今後も加入者の皆様が安心して医療を受け、健やかに暮らせるよう制度の安定維持に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

※ この「横浜市国民健康保険からのお知らせ」は、平成25年4月19日現在、横浜市国民健康保険に加入されている世帯の世帯主様あてに送付しております。行き違いで既に国民健康保険の資格の喪失手続をされていたら、何卒ご容赦ください。

【世帯主】

お問い合わせは国保専用ダイヤルまでお願いします！

TEL：045-664-2713

(FAX：045-664-2828)

8時30分 から 21時 まで

(土・日・祝日も含む 7月31日まで開設予定)

横浜市国民健康保険のホームページからも
計算方法の概要についてご覧いただくことができます。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kokuho/>

横浜市国民健康保険

検索

クリック!

平成25年度保険料から計算方法が変わります。

国民健康保険料「所得割額」の計算方法について、横浜市ではこれまで「市民税額を基に計算」していましたが、平成25年度保険料から「所得金額を基に計算」するよう変更します。

■ 計算方法を変更する理由

国の政令改正に伴う制度変更により、平成25年度から国民健康保険料は「所得金額を基に計算する」ように全国的に統一されたことから、横浜市においても計算方法の変更を行うこととしました。

■ 新しい計算方法の特徴

所得金額を基に計算するため、税制改正の影響を受けにくく、また、全国の市町村国保だけでなく後期高齢者医療制度においても既に採用されています。

また、扶養控除や社会保険料控除などの「(市民税の) 所得控除額」にかかわらず、所得金額が同じであれば、同額の保険料所得割額をご負担いただく計算方法です。

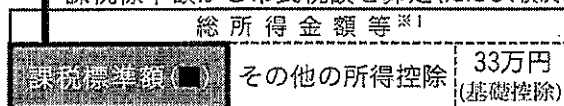
$$\text{国民健康保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(被保険者が等しく負担) (世帯の所得状況に応じて負担)

【平成24年度まで】市民税額を基に計算する方法

市民税額 × 市民税額を基に計算する方法の「所得割利率」 = 所得割額

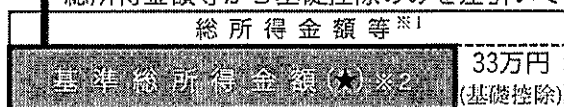
課税標準額から市民税額を算定(ただし、横浜みどり税分の900円を除く)



【平成25年度から】所得金額を基に計算する方法

基準総所得金額(★) × 2 × 所得金額を基に計算する方法の「所得割利率」 = 所得割額

総所得金額等から基礎控除のみを差引いて算定



※1 地方税法第314条の2第1項などで規定される「総所得金額等」。ただし、土地建物等に係る譲渡所得金額の特別控除は適用後の金額とし、退職所得は除く。

※2 雑損失の繰越控除は行わない。

保険料の計算方法についての詳細は2ページ目以降をご覧ください。

平成25年度保険料額は
6月中旬に郵送する「国民健康保険料額決定通知書」でお知らせします！

「所得金額を基に計算する方法」とは ～平成25年度以降の保険料計算イメージ～

加入者ごとに各保険料を計算し、合計したものが世帯全体の保険料となります。

《所得割額》(◆)

《均等割額》(◆)

$$\begin{array}{l} \text{医療分保険料} \\ \text{(限度額:51万円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準総所得金額(★)} \\ \times \text{医療分所得割料率} \end{array} + \begin{array}{l} \text{医療分均等割料率(額)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{支援分保険料(※1)} \\ \text{(限度額:14万円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準総所得金額(★)} \\ \times \text{支援分所得割料率} \end{array} + \begin{array}{l} \text{支援分均等割料率(額)} \end{array}$$

(※1) 後期高齢者医療制度の費用の一部に充てるため、拠出金として社会保険診療報酬支払基金に納めるものです。

$$\begin{array}{l} \text{介護分保険料(※2)} \\ \text{(限度額:12万円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準総所得金額(★)} \\ \times \text{介護分所得割料率} \end{array} + \begin{array}{l} \text{介護分均等割料率(額)} \end{array}$$

介護分は40歳以上65歳未満の方のみとなります。

(※2) 介護保険制度の費用の一部に充てるため、拠出金として社会保険診療報酬支払基金に納めるものです。



基準総所得金額とは

$$\text{基準総所得金額} = \text{総所得金額等} - \text{市民税の基礎控除額(33万円)}$$

※雑損失の繰越控除は行いません。

地方税法第314条の2第1項などで規定される総所得金額等で、次の1～15の所得金額の合計となります。なお、退職所得は含みません。

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 1 利子所得 | 9 雑所得(公的年金所得など) |
| 2 配当所得 | 10 山林所得 |
| 3 不動産所得 | 11 分離課税分の土地建物等に係る短期譲渡所得(注2) |
| 4 事業所得(営業所得など) | 12 分離課税分の土地建物等に係る長期譲渡所得(注2) |
| 5 給与所得 | 13 (申告分離課税を選択した)上場株式等に係る配当所得 |
| 6 総合課税分の短期譲渡所得 | 14 株式等に係る譲渡所得等 |
| 7 総合課税分の長期譲渡所得(注1) | 15 先物取引に係る雑所得等 |
| 8 一時所得(注1) | |

(注1) 総合課税分の長期譲渡所得及び一時所得については、1/2の金額とします。

(注2) 特別控除適用後の金額とします。

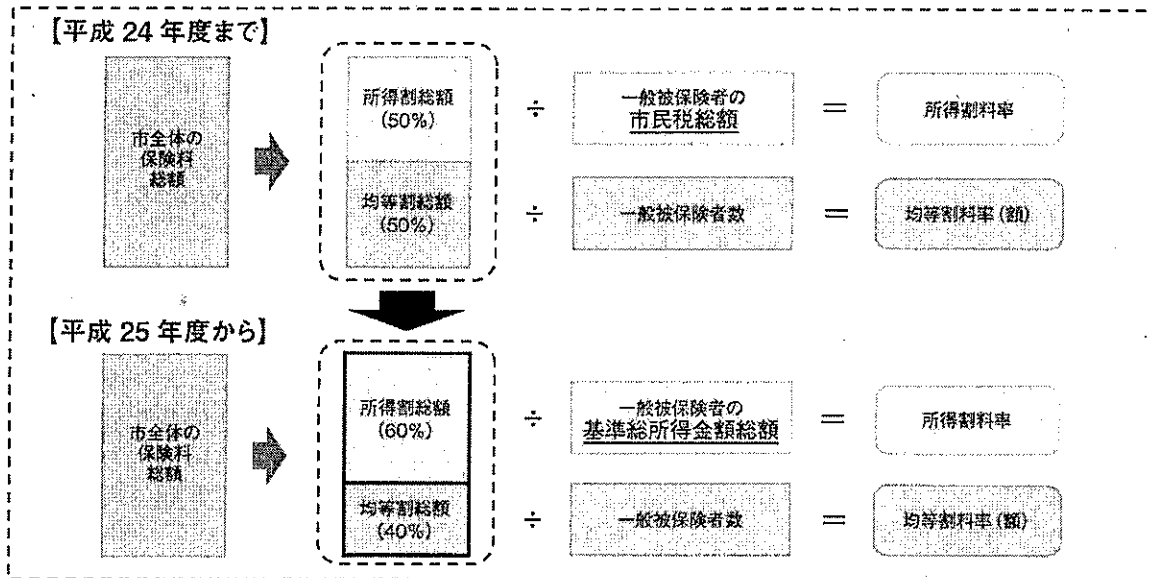
なお、平成25年度及び平成26年度に限り

横浜市独自の「経過措置」に該当する場合、「基準総所得金額」を一定割合減額して、所得割額を計算します。

▶▶▶ 横浜市独自の「経過措置」の適用条件及び内容については、次ページをご覧ください。▶▶▶

計算方法変更に合わせて賦課割合も変更します

賦課割合の変更は、計算方法の変更により、所得の低い世帯にも広く所得割額の負担を求めるようになることから、均等割総額の割合を減らすことで負担のバランスを調整するために行うものです。



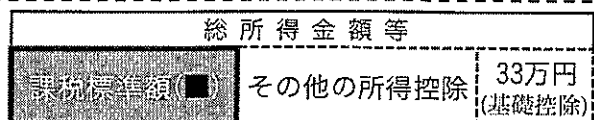
料率は、世帯主に保険料としてご負担いただく額（保険料総額）を、所得割総額と均等割総額に一定割合で振り分け（賦課割合）、それぞれを被保険者の基準総所得金額の総額や被保険者の総人数で割ることにより決定されます。賦課割合については、横浜市ではこれまで50%ずつとしてきましたが、今回の計算方法変更に合わせて、所得割総額を60%、均等割総額を40%に変更します。

横浜市独自の「経過措置」（2年間）

計算方法の変更による、急激な保険料負担の増加を抑制するため、横浜市では独自の「経過措置」を2年間実施します。次の「経過措置」適用条件に該当する加入者について、保険料算定の基となる「基準総所得金額」を一定割合減額することで、世帯の保険料の所得割額を軽減します。

「経過措置」適用の条件 (加入者ごと、年度ごとに判定します)		保険料の計算 (該当する加入者ごとに基準総所得金額を減額し、所得割額を計算します)
条件①	市民税非課税の方	基準総所得金額を一定割合(※)減額して所得割額を計算します。 (※) 平成25年度：70% 平成26年度：40%
条件②	市民税が課税されている方で 基準総所得金額が課税標準額(■) の1.8倍を超える方	課税標準額(■)の1.8倍を超えた分の基準総所得金額を一定割合(※) 減額して所得割額を計算します。 (※) 平成25年度：70% 平成26年度：40%

(■) 「課税標準額」とは、前年の所得金額から「(市民税の) 所得控除額」を引いた金額で市民税額計算の基になる金額です。
 なお、1,000円未満は切り捨てます。(右図参照)



- 「経過措置」の適用に申請書の提出は必要ありません。なお、適用には前年の所得状況の把握が必要なことから、前年に収入が無かった方や非課税所得のみであった方についても、市・県民税の申告が必要となります。
- 経過措置適用の有無については、6月中旬に郵送する「国民健康保険料額決定通知書」に記載してお知らせします。
- 「経過措置」にかかる費用の一部に一般会計からの繰り入れを行うことで、保険料額の増加を抑制します。

～ Q & A ～

質問1 : 保険料の計算方法をなぜ変更するのですか？

回答 これまでの「所得割額」の計算方法は、複数の方法から1つを保険者が採用することができました。しかし、税制改正による国民健康保険料への影響を回避することを目的として「所得金額を基に計算する方法」へ全国的に統一される政令改正が行われたためです。

質問2 : 平成24年度までの国民健康保険料はどうなりますか？

回答 平成25年度以降に平成24年度までの保険料を選んで計算する場合には、これまでの「市民税額を基に計算する方法」で計算します。平成25年度以降の保険料は、「所得金額を基に計算する方法」で計算することとなります。

質問3 : 計算方法変更について、どのような手続きで決定されたのですか？

回答 今回の計算方法変更は、まず様々な立場を代表する外部委員の方々により構成される「横浜市国民健康保険運営協議会」で説明を行い、計算方法の変更が国保加入世帯に与える影響への対応等について審議をお願いしました。その後、これを受けて、計算方法や賦課割合の変更、経過措置の実施等について、平成25年第1回市会定例会の議決を経て決定したものです。

「横浜市国民健康保険運営協議会」の資料は、横浜市国民健康保険のホームページでご覧いただくことができます。

質問4 : 計算方法を変更すると、どのような世帯の保険料に影響がありますか？

回答 これまで所得割額をご負担いただかなかった市民税非課税世帯でも、33万円を超える所得がある場合、所得割額をご負担いただくようになります。

また、被扶養者が多い世帯などの「(市民税の)所得控除額」の大きい世帯について、保険料が上昇する影響が考えられます。

その対策として、賦課割合の変更及び横浜市独自の「経過措置」を行い、急激な保険料負担の増加を軽減します。

質問5 : 保険料は6月にならないと分からないのですか？

回答 保険料額の計算に必要な前年の所得情報が、5月末にならないと把握できないことや保険料率の決定が5月末になることなどの理由により、6月中旬に世帯主様宛てに郵送する「国民健康保険料額決定通知書」をお待ちくださいますようお願いいたします。

お問い合わせは国保専用ダイヤルまでお願いします！

TEL:045-664-2713

(FAX:045-664-2828)

8時30分 から 21時 まで

(土・日・祝日も含む 7月31日まで開設予定)

横浜市国民健康保険のホームページからも
計算方法の概要についてご覧いただくことができます。

横浜市国民健康保険

検索

クリック!

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kokuho/>